

第3期和歌山県障害福祉計画

「紀の国障害者プラン2004改定」の障害福祉サービス等
関連部分の改定とけ込み版



和歌山県

目 次

第1章 総論.....	1
第1項 計画策定の趣旨.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	1
第3項 計画の期間.....	1
第4項 障害のある人の現状等.....	2
1 手帳交付者数.....	2
2 第2期計画の進捗状況.....	3
第5項 計画の基本的な考え方.....	5
(1) 相談支援体制の強化.....	5
(2) 障害福祉サービス等の充実.....	5
(3) 新しい障害への対応.....	5
(4) こころの健康づくり.....	5
(5) 就労の支援.....	5
(6) 社会参加のための環境整備.....	5
(7) 心のバリアフリー化の推進.....	5
(8) 生活空間等のバリアフリー化.....	5
第6項 障害保健福祉圏域.....	6
第2章 各論.....	7
第1項 施策の推進方策.....	7
I 相互理解と交流の促進.....	7
1 啓発・広報.....	7
(1) 障害や障害のある人への理解の促進.....	8
①啓発・広報活動の推進.....	8
②精神障害・発達障害・高次脳機能障害への理解促進.....	9
(2) 「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進.....	9
①地域社会や事業所等の職場における障害者理解の促進.....	9
②学校における福祉教育等の推進.....	9
③地域における相互交流の推進.....	10
(3) ボランティア活動の振興.....	10
①ボランティアの養成、支援.....	10
II 地域での自立基盤整備.....	11

1 教育・育成.....	11
（1）教育施策の充実.....	12
①就学指導の充実.....	12
②特別支援教育の推進.....	13
③教育相談体制の整備.....	13
④多様な教育の充実.....	14
⑤職業教育及び進路指導の充実.....	14
⑥教育諸条件の整備.....	14
⑦放課後等における学習機会の充実.....	15
⑧地域社会における学習環境の充実.....	15
（2）育成施策の充実.....	16
2 雇用・就労.....	18
（1）雇用の場の拡大.....	19
①障害者雇用率の向上に向けた取組.....	19
②重度障害者の雇用の場の確保.....	20
（2）総合的な就労支援施策の推進.....	20
①意識改革の促進.....	20
②職業リハビリテーション等の推進.....	20
③一般就労支援策の充実.....	21
④職業能力開発.....	21
⑤福祉的就労の場の確保・充実.....	22
⑥雇用の場における障害者の人権擁護.....	23
和歌山県障害者就労支援計画の概要.....	24
Ⅲ 安心して暮らせる生活基盤整備.....	25
1 生活支援.....	25
（1）相談支援体制の整備.....	28
①身近な相談支援体制の整備.....	28
②専門的な相談支援体制の充実.....	29
（2）権利擁護の推進.....	30
（3）障害福祉サービス等の充実.....	31
①訪問系サービスの充実.....	31
②日中活動系サービスの充実.....	31
③居住系サービスの充実.....	31
④施設機能の再構築.....	32

⑤難病患者に対する在宅サービスの充実	32
⑥自立及び社会参加の促進	32
(4) 精神障害のある人の地域生活の促進	33
(5) 経済的支援	33
(6) スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興	33
(7) 福祉用具の普及及び利用促進	35
(8) サービスの質の向上	35
(9) 人材の養成・確保	35
2 保健・医療	37
(1) 障害の原因となりうる疾病等の予防	39
(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	40
①医療の充実	40
②地域リハビリテーション提供体制の整備	40
③保健サービスの提供体制の整備	41
④保健・医療サービス等に関する情報提供体制の充実	41
⑤難病を有する人に対する保健医療の充実	41
(3) 精神保健・医療施策の推進	41
①こころの健康づくり	42
②精神疾患の早期発見・治療	42
(4) 専門職員の養成・確保	43
IV 住みよい生活環境基盤整備	45
1 生活環境	45
(1) 福祉のまちづくりの推進	46
(2) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	46
①公共賃貸住宅の確保	46
②建築物等のバリアフリー化の推進	46
(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	47
①旅客施設や車両等のバリアフリー化	47
②旅客施設を中心とした一定区域におけるバリアフリー化の重点的・一体的促進	47
③公園・水辺空間等におけるバリアフリー化	47
(4) 安全な交通の確保	47
①バリアフリー対応型信号機、交通標識の整備	47
②道路交通環境整備	48
(5) 防災防犯対策の推進	48

①防災対策.....	48
②防犯対策.....	49
2 情報・コミュニケーション	50
(1) 情報バリアフリー化の推進	50
①IT研修会、講習会の開催.....	50
②ITの利用を支援するボランティアの養成、確保.....	51
③ICTを活用した教育の充実.....	51
(2) 情報提供の充実.....	51
①情報提供施設の充実.....	51
②県政等情報提供の充実.....	51
③コミュニケーション手段の確保	52
第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量	53
第1項 概要	53
第2項 平成26年度の目標値の設定.....	53
1 地域生活の充実	53
2 精神障害者関係	54
3 一般就労の充実	54
4 就労移行支援事業の利用者数	55
5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	55
6 労働施策に関する数値目標.....	55
(1) 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	55
(2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	55
(3) 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数.....	55
(4) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数.....	56
(5) 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数.....	56
(6) 障害者就業・生活支援センターの設置数	56
第3項 各年度の指定障害福祉サービス等の見込量	57
1 各年度の必要な見込量	57
(1) 訪問系サービス（一月当たり）	57
(2) 日中活動系サービス（一月当たり）	57
(3) 居住系サービス（一月当たり）	58
(4) 相談支援（一月当たり）	58
第4項 各年度の入所定員総数.....	60
第5項 県が実施する地域生活支援事業	60

（１）平成２６年度までの各年度における県の地域生活支援事業の必要な量の見込み	60
（２）市町村地域生活支援事業の適切な実施のための支援	61
第６項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等	61
〈和歌山市圏域〉	62
〈海草圏域〉	68
〈那賀圏域〉	74
〈伊都圏域〉	80
〈有田圏域〉	86
〈日高圏域〉	92
〈西牟婁圏域〉	98
〈東牟婁圏域〉	104

第1章 総論

第1項 計画策定の趣旨

和歌山県では、これまで、「紀の国障害者プラン2004」に基づき、障害のある人もない人も社会の一員として、互いに人権を尊重し合い、支え合って共に生きる「共生社会」の実現を目指し、総合的な障害者施策を進めてきました。

紀の国障害者プラン2004のうち、特に、障害福祉サービスの充実に関連する部分については、障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」として、プランと一体となって、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めてきたところです。

この度、第2期障害福祉計画の計画期間が終了したため、その進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、平成24年度から26年度までを期間とする第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）を作成するものです。

「第3期計画」は、

- ・ 「紀の国障害者プラン2004」に基づき、障害のある人もない人も社会の一員として、互いに人権を尊重し合い、支え合って共に生きる和歌山県の実現を目指し、
- ・ 特に、障害福祉サービス等に着目し、障害のある人がどこに住んでいても安心して暮らせるよう、生活支援・就労支援などの計画的な基盤整備を図ることを目的として策定いたします。

第2項 計画の位置づけ

- この計画は、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づき策定するものです。

第3項 計画の期間

- この計画は、平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とします。
- なお、計画期間中であっても社会情勢やニーズの変化に適切に対応するとともに、障害者自立支援法の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4項 障害のある人の現状等

1 手帳交付者数

身体障害者手帳等交付者数の推移

単位(上段:人 下段:構成比)

身体障害者手帳交付者	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
視覚障害	4,190	4,011	3,950	3,885
	7.5%	7.1%	6.9%	6.8%
聴覚・平衡機能・ 音声・言語・そしゃく機能障害	7,177	6,856	6,867	6,868
	12.8%	12.1%	12.0%	12.0%
肢体不自由	31,714	32,133	32,183	32,105
	56.5%	56.6%	56.3%	56.0%
内部障害	12,998	13,748	14,169	14,451
	23.2%	24.2%	24.8%	25.2%
計	56,079	56,748	57,169	57,309

療育手帳交付者	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
A1(最重度)	1,449	1,462	1,490	1,508
	20.1%	19.6%	19.2%	18.7%
A2(重度)	1,796	1,771	1,733	1,758
	25.0%	23.8%	22.3%	21.7%
B1(中度)	2,027	2,092	2,164	2,215
	28.2%	28.1%	27.8%	27.4%
B2(軽度)	1,921	2,125	2,385	2,601
	26.7%	28.5%	30.7%	32.2%
計	7,193	7,450	7,772	8,082

精神障害者保健福祉手帳交付者	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
1級	579	540	563	613
	14.4%	12.6%	12.3%	12.1%
2級	2,044	2,183	2,492	2,809
	50.7%	50.7%	54.3%	55.6%
3級	1,405	1,579	1,533	1,628
	34.9%	36.7%	33.4%	32.2%
計	4,028	4,302	4,588	5,050

2 第2期計画の進捗状況

分野	項 目	単 位	H20 年度末 実績	H22 年度末 実績	H23 年度末 実績	目 標 値	目 標 年 度	目標数値の説明 目標設定に当たっての考え方
	福祉施設入所者の地域生活への移行	人	67	141	185	103	H23	入所者の減少見込み数（累計値） 平成17年10月1日の入所者数の7%減少を目指す
	入院中の精神障害者の地域生活への移行	人	220	257	288	438		地域生活へ移行する者の見込み数（累計値） H24までにH14患者調査推計値による退院可能な精神障害者数を解消する
	福祉施設から一般就労への移行	人	38	34	46	48		1年間に福祉施設を退所して一般就労する者の数 平成15年度数値の8倍を目指す。
教育 育成	児童デイサービス利用者	人	831	1,099	1,203	971	H23	一月あたりの利用者数 市町村障害福祉計画に定める合計数値
雇用・ 就 労	障害者就業・生活支援センター	箇所	5	6	7	6	H23	県内におけるセンター設置数
	就労移行支援利用者	人	162	260	302	296		〈目標数値の説明〉 一月あたりの各サービスの利用者数 〈目標数値の考え方〉 市町村障害福祉計画に定める見込量の合計を基本としつつ、既存施設の定員数や県外からの利用者数等を勘案して算定
	就労継続支援A型利用者	人	234	364	434	333		
	就労継続支援B型利用者	人	693	1,096	1,502	1,535		
生活 支 援	訪問系サービス利用者	人	1,344	1,476	1,926	1,833	H23	〈目標数値の説明〉 一月あたりの各サービスの利用者数 〈目標数値の考え方〉 市町村障害福祉計画に定める見込量の合計を基本としつつ、既存施設の定員数や県外からの利用者数等を勘案して算定 児童デイサービス、訪問介護、短期入所、相談支援（サービス利用計画作成）については、市町村障害福祉計画に定める合計数値
	生活介護利用者	人	436	1,222	1,937	1,828		
	自立訓練（機能訓練）利用者	人	0	10	26	30		
	自立訓練（生活訓練）利用者	人	83	84	115	215		
	短期入所利用者	人	178	234	322	294		
	グループホーム、ケアホーム	人	448	551	808	814		
	相談支援（サービス利用計画作成）利用者	人	52	67	68	390		
教育・ 育 成	児童デイサービス	か所	49	56	62	50	H25	事業を実施する事業所数 目標年次までは現行の事業所の定員で利用者増に対応
	重症心身障害児（者）通園事業	か所	8	8	8	9		事業を実施する事業所数 全圏域での実施
雇用・ 就 労	精神障害者社会適応訓練（訓練修了者）	人	43	25	14	60	H25	年度内に訓練を修了した人の数 利用ニーズを基に算定
	福祉施設における平均工賃月額	円	13,757	14,414	15,192	25,000	H23	入所・通所・小規模通所授産施設、就労継続支援B型事業所における平均工賃月額 平成18年度実績の2倍を目指す
生活 支 援	難病患者等居宅生活支援事業の実施	市町村	7	6	7	20	H25	年度内に制度の利用があった市町村数 利用ニーズを基に算定
	短期入所	床	106	160	165	139		事業所で短期入所専用として確保されている（併設型）ベッド数 利用ニーズを基に算定
	ガイドヘルパーの養成	人	1,893	1,958	1,989	1,960		ガイドヘルパー養成研修修了者数（累計） 年平均12人の修了者を目指す
	行動援護従業者の養成	人	126	16	30	220		行動援護従事者養成研修修了者数（累計） 年平均約20人の修了者を目指す

保健・医療	乳幼児健康診査受診率（１歳６カ月児）	%	96.0	95.6	※	100	H25	対象年齢時に占める乳幼児健康診査受診児の割合 ----- 全ての乳幼児の受診
	乳幼児健康診査受診率（３歳児）	%	91.0	92.8	※	91	H25	対象年齢時に占める乳幼児健康診査受診児の割合 ----- 「和歌山県次世代育成支援行動計画」を基に設定
生活環境	バリアフリー公営住宅整備	%	19.9	23.0	23.0	22.0	H25	全公営住宅に占める高度なバリアフリー化を行った住宅の割合 ----- 「きのくに住宅マスタープラン」を基に算定
	公営住宅ストック総合活用計画の策定推進	%	88.5	90.5	92.2	100		全公営住宅に占める同計画策定済みの住宅の割合 ----- 全ての公営住宅について計画策定を目指す
	バリアフリー対応型信号機	交差点	465	501	515	544		視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置などを設置した交差点の数 ----- 年平均１６カ所の設置を目指す
	横断歩道上のエスコートゾーン	交差点	20	25	31	25		設置した交差点の数 ----- 年平均１カ所の設置を目指す
	災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の作成	市町村	1	9 (取組中17)	9 (取組中17)	30	H22	個々の要援護者の個別避難支援計画を作成した市町村数 ----- 全ての市町村における計画作成を目指す
情報	パソコンボランティアの養成	人	125	173	193	220	H25	パソコンボランティア養成講座受講者数 ----- 年平均１６人の受講者を目指す

※印欄は、集計中のため記載していません。

第5項 計画の基本的な考え方

本計画では以下の基本的方向により取り組みます。

(1) 相談支援体制の強化

障害のある人の地域生活を支えるためには、個々の障害のある人の多様なニーズに対応する必要があります。このため、福祉、保健、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会を核に、障害福祉サービス等の利用調整及びサービス基盤の量的・質的な充実を図ります。

(2) 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう、和歌山県障害福祉計画に基づき、障害のある人がどこに住んでいても必要なサービスを利用できる体制の整備を進めます。

(3) 新しい障害への対応

発達障害や高次脳機能障害のある人が、地域において自立した生活を送れるよう、県民の障害への理解の促進を図るとともに、支援の充実を図ります。

(4) こころの健康づくり

県民に対し、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、うつや自殺、ひきこもりへの対策を充実します。

(5) 就労の支援

障害のある人の一般就労支援について、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策の推進に取り組みます。

また、福祉的支援を受けながら就労系事業所で得た自らの収入と障害年金で自立した生活ができるよう、賃金等の水準の向上を図ります。

(6) 社会参加のための環境整備

全ての人が自らの意思で自由に行動できる社会を築くため、自ら社会に参画しようとする意欲の醸成と、それを容易にする環境の整備を図ります。

(7) 心のバリアフリー化の推進

障害のある人を取り巻く物理的、心理的な障壁を解消し、誰もが障害のある人に合理的な配慮を行うことのできる社会を築くため、県民の障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を一層推進し、心のバリアフリー化を進めます。

(8) 生活空間等のバリアフリー化

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に沿って、生活空間等のバリアフリー化を進めます。

第6項 障害保健福祉圏域

障害のある人への支援に当たって市町村間の連携を図るとともに、広域的な視点から各種施策を総合的、計画的に進めるため、次の8つの障害保健福祉圏域を設定しています。

障害保健福祉圏域は、障害者自立支援法第89条第2項第1号に規定する「指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類毎の量の見込みを定める単位となる区域」となります。

和歌山市圏域：和歌山市

海草圏域：海南市、海草郡

那賀圏域：紀の川市、岩出市

伊都圏域：橋本市、伊都郡

有田圏域：有田市、有田郡

日高圏域：御坊市、日高郡（みなべ町を除く）

西牟婁圏域：田辺市、西牟婁郡、みなべ町

東牟婁圏域：新宮市、東牟婁郡

圏域図



第2章 各論

第1項 施策の推進方策

I 相互理解と交流の促進

1 啓発・広報

《 現状と課題 》

- ノーマライゼーションの理念を普及するため、「県民の友」やテレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した啓発活動、体験作文やポスターの募集、こころのフェスティバル等の開催など、様々な取組を進めてきました。

特に、障害者週間において、広報媒体等を活用しての啓発、各地域での交流事業を行うとともに、障害体験学習等の体験を通じての啓発事業を進めてきました。

人権啓発については、ふれあい人権フェスタを開催するとともに、人権啓発センターを中心に研修会・講演会の開催や情報提供等を行ってきました。

しかし、障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見による社会的・心理的障壁など、障害のある人を取り巻く社会環境には様々な障壁が残っており、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を一層推進する必要があります。

障害のあることが気づかれにくく、また、障害の特性が十分知られていないことから、周囲から必要な配慮等を得られないことの多い精神障害、発達障害や高次脳機能障害について、障害に対する地域の理解を深めるための啓発活動が必要とされています。

- 学校教育においては、従前から地域に在住する障害のある児童生徒と近隣の小・中学生並びに高校生との交流が進められており、成果が得られています。

特別支援学校では、ゲストティーチャーの積極的活用や学校開放月間に授業参観や学校開放等を通じて地域の人々との交流に取り組んでいます。市町村においても交流学习や障害のある人に対する学習支援が行われています。

今後、より一層、日常生活や様々な機会を通じて理解啓発を進めていく必要があります。

- 現在、県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターでは、障害のある人の社会参加を促進するため、ボランティア体験月間の取組等を通じて、ボランティア活動に参加しやすい環境整備が進められています。

各保健所では、精神保健福祉ボランティア育成事業を実施し、精神障害のある人に対する正しい知識の普及と地域に根ざしたボランティアの発掘が行われています。

今後、障害のある人を支えるボランティア活動の更なる充実を図るため、ボランティアと障害のある人を結びつけるネットワークの構築が必要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人もない人も、相互に人権を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人について県民一人ひとりの理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について県民の協力を得るため、NPO等関係団体と連携した啓発・広報活動を行います。

また、福祉教育等の推進やボランティア活動の振興を図ります。

《 具体的施策 》

(1) 障害や障害のある人への理解の促進

①啓発・広報活動の推進

- 「障害者週間」（12月3日～12月9日）を中心として、関係行政機関、障害者団体や民間諸団体と連携を図りながら、街頭啓発や交流事業等を重点的に展開し、障害や障害のある人に対する理解を促進します。
- 「人権週間」（12月4日～12月10日）、「人権を考える強調月間」（11月11日～12月10日）を中心として、人権に関わるNPO等民間団体と協働した「ふれあい人権フェスタ」を開催するなど、各種イベント、ポスター、街頭啓発等人権啓発事業を重点的に実施し、人権問題に関する県民の理解と認識を促進します。
- 「障害者雇用支援月間」（9月1日～9月30日）を中心として、街頭啓発運動を実施し、事業主をはじめ県民の障害者雇用への関心と理解を深め、障害者雇用の促進を図ります。
- 学校、家庭、企業、地域社会等において、研修や講演会の実施、啓発資料の配布など、様々な場を通じて障害のある人や女性、子ども、高齢者等の人権、及び同和問題等についての理解と認識を深めるための啓発・広報を推進します。
- 「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集事業を実施し、広く県民の、障害のある人への理解を促進します。
- 広報紙「県民の友」やテレビ広報「きのくに21」をはじめ、県内のテレビ・ラジオ、県のホームページなど様々な広報媒体を効果的に活用して、啓発・広報活動の充実を図ります。
- 障害者用駐車スペースや視覚障害者誘導用ブロックを必要とする障害のある人等が利用を妨げられないよう、これらの施設等の趣旨や必要な配慮についての啓発活動を推進します。

②精神障害・発達障害・高次脳機能障害への理解促進

〈精神障害者理解の促進〉

- 精神疾患や精神障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、「ふれあい人権フェスタ」と共同開催する「こころのフェスタ」をはじめ、精神障害者福祉を考えるための講演会、シンポジウムの開催、各種イベントや人権啓発パンフレットの作成・配布、さらには学校教育を通じて啓発活動を積極的に推進します。
- 地域医療の基本方針となる医療計画に盛り込むべき疾病として定められてきたがん、脳卒中、心臓病、糖尿病の4大疾病に、新たに精神疾患を加えて5大疾病となりました。患者数の増加などに伴い、精神疾患が国民に広く関わる疾患として位置づけられたことも踏まえ、精神疾患（こころの病）は誰もがかかりうる病気であることなど、こころの健康づくりに関する正しい知識と認識を深められるよう、引き続き啓発します。

〈発達障害者、高次脳機能障害者理解の促進〉

- 社会の中で未だ十分に知られていない障害である発達障害や高次脳機能障害について、障害の特性や必要な配慮等に関する県民の理解と協力が得られるよう、和歌山県発達障害者支援センター「ボラリス」及び高次脳機能障害支援普及事業拠点機関を中心に、県民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

（２）「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進

①地域社会や事業所等の職場における障害者理解の促進

- 公共サービス従事者をはじめ教育、福祉、医療・保健サービス等に従事している職員については、障害者理解の促進に主体的に取り組む必要があることを踏まえ、職場をはじめ様々な場を通じて、それぞれの関係者に対する啓発や研修の充実を図ります。
- 障害体験学習や障害のある人との交流活動を推進し、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮や、障害のある人への自然な手助けを誰もが行うことのできるよう、「心のバリアフリー」を推進します。
- 障害や障害のある人についての理解を深めるために、県民を対象とした研修会等を開催します。また、市町村等の取組を支援するため、指導者用資料及び学習教材等の作成に努めます。

②学校における福祉教育等の推進

- 特別支援教育についての理解啓発を図るために、年に数回、教員、保護者及び福祉関係者等を

対象に啓発セミナーを開催します。

- 障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進するとともに、特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校との交流、共同学習に取り組みます。
- 障害のある人や高齢者等に対する理解を深めるとともに、地域社会で支え合うボランティア活動への理解と参加を促進するため、県内の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に、福祉や介護に関する研修・体験学習やボランティア講座など、福祉教育を推進します。

③地域における相互交流の推進

- 障害のある人の社会参加の促進と、障害のある人に対する理解の促進を図るため、地域での文化祭、スポーツ大会や各種イベントなど、障害のある人となない人が交流する機会の拡大を図ります。
- 障害や障害のある人に対する理解を促進するため、障害者施設等において、バザーの開催や地域で企画される各種行事への参加など、地域との交流を促進します。
- 特別支援学校において、点字学習や手話講座等の開放講座、夏祭り等の催しなど、それぞれの学校の特色を生かした地域住民との交流活動を推進し、学校への理解と障害のある人に対する理解を促進します。

（３）ボランティア活動の振興

①ボランティアの養成、支援

- 地域でボランティア活動をしたい人と、それを必要とする障害のある人やその家族を結びつけるネットワークの構築を図るため、ボランティアコーディネーターを養成し、その資質の向上に努めます。
- 和歌山県ボランティアセンターを福祉ボランティアの活動拠点とし、専任のボランティアコーディネーターによる各種情報提供やボランティア活動体験機会の提供を通じ、障害のある人を支えるボランティア活動の振興を図ります。
- 精神障害に対する正しい知識の普及を図り、地域で生活する精神障害のある人を支援するため、各保健所において、精神保健福祉ボランティアの養成や研修の充実を図ります。
- 各保健所、市町村、障害者団体等の関係機関と連携して、「精神障害者ソフトバレーボール大会」などを通じて、精神保健福祉ボランティアの活動の振興を図ります。

Ⅱ 地域での自立基盤整備

1 教育・育成

《 現状と課題 》

- 発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が、平成19年4月から全ての学校でスタートしました。
- 特別支援教育を推進するために、各学校において、校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用、教員の専門性向上等に取り組んでいます。中でも幼稚園、高等学校において、特別支援教育を推進するための体制整備は、喫緊の課題です。
- 特別支援学校制度のもと、特別支援学校には様々な障害の種類に対応した高い専門性や、地域のセンター的機能の発揮が求められています。一方、特別支援教育の理解、啓発が進み、特別支援学校における教育への信頼が強まることにより、児童生徒数が増加し、特別支援学校の大規模化が進行している現状があります。
- 障害の重度・重複化、多様化の中、LD（学習障害）等通級指導教室の設置、特別支援学校への看護師配置、通常の学級に在籍する発達障害の子どもへの巡回指導等、多様な障害特性に応じた取組を推進しています。
- 特別支援教育への理解・啓発のため、冊子の作成配布やセミナーの開催等に取り組んでいます。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を、学校内や特別支援学校との間で、年間計画に基づいて推進しています。
- 特別支援学校では、早くからの進路指導を行い、現場実習等での経過を踏まえて、卒業後の進路確保に向けた取組を推進しています。また、関係機関との連携により「特別支援学校進路対策協議会」を開催し、現場実習先の確保や職域の拡大等進路指導の充実を図っているほか、卒業後の相談支援にも積極的に取り組んでいます。
- 特別支援学校においては、中学部から社会自立に向けた教育を進めるとともに、和歌山盲学校、和歌山ろう学校の専攻科及び特別支援学校高等部においては、現状の指導や施策の成果を踏まえ

つつ、時代のニーズに応じた職業教育の一層の充実が求められています。

- 障害のある乳幼児の育成において、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り将来の社会参加を促進するため、早期療育と指導訓練は非常に重要です。

特に、発達障害等で明確な診断ができなかったり、障害があるが家族がそれに気づかず適切に対応できなかったり等の、十分な支援につがっていないケースの解消を図る必要があります。

- 療育については、可能な限り家庭において行われ、身近な地域で適切かつ専門的な療育指導を受けられる環境が望まれます。

障害児通所支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業等により、障害のある児童とその家族への支援を行っていますが、地域における療育等の更なる支援体制の整備・充実が求められています。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じ、関係者による共通理解のもと、障害の早期発見、早期療育への取組や、効果的な就学相談活動を行えるよう、幼稚園、保育所、福祉・医療・教育等関係機関が利用者本位の視点でネットワークの構築を図ります。

また、施設等の機能を活用し、地域における療育を支援します。

- ◎ 発達障害を含む障害のある子どもに対する、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談・支援体制の整備充実を図ります。

- ◎ 地域における特別支援教育を推進するため、小・中学校等の教員に対する支援や、特別支援教育に関する相談対応、情報提供を行う等、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

- ◎ 特別支援教育にかかわるすべての教員の専門性向上を図り、特別支援教育を学校全体で推進するための体制を整備します。

- ◎ 障害のある生徒の卒業後における自立や社会参加の実現を目標とした教育内容を充実させます。

《 具体的施策 》

（１）教育施策の充実

①就学指導の充実

- 障害のある子どもが、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を受けられるよう、巡回就学相談や定期教育相談等の充実を図り適切かつ丁寧な就学指導を推進します。

②特別支援教育の推進

- 学校関係者、保護者、県民に対して、特別支援教育への正しい理解が深まるよう、理解・啓発を進めます。
- 発達障害を含め、様々な障害のある児童生徒や、幼、小・中、高等学校の通常学級に在籍する特別な配慮を要する幼児児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援を行うための体制の整備・充実を図り、適切な教育や指導を行います。
- 小・中、高等学校並びに特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの資質や専門性の向上を図るため、研修内容や研修体制を充実させます。
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを幼、小・中、高等学校等へ派遣し、校内支援体制づくり、指導法、支援の在り方等について総合的に指導・助言する体制の充実を図ります。
- 幼、小・中、高等学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援するため、校内委員会の活用を図るほか、幼児児童生徒の実態把握や指導に対して助言を行う専門家の招聘を図ります。
また、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、個別指導や少人数指導など、個に応じた指導体制を充実させるとともに、保護者やすべての教員が連携し、共通理解のもと、校内全体で一貫した支援を行えるよう体制整備に努めます。
- 難病の子どもたちを含め、障害のある児童生徒の実態や障害特性を理解することは、個に応じた適切な教育を実施する上で重要です。
幼稚園、小学校・中学校及び高等学校における特別支援教育の一層の推進を図るため、教員全員の障害についての基礎的な理解を促進する等、教員研修の改善・充実に努めます。

③教育相談体制の整備

〈関係機関との連携〉

- 障害のある子どもに対し、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、

教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」を作成します。

〈特別支援学校における教育相談体制の整備〉

- 特別支援学校において、地域の幼稚園、保育所、小学校・中学校等に対し、教員や保護者への相談支援を行い、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う体制の充実を図ります。

④多様な教育の充実

〈障害の重度・重複化、多様化への対応〉

- 障害のある幼児児童生徒の視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の指導計画を作成し、自立と社会参加に向けたきめ細かい指導など、支援の充実を図ります。

〈交流及び共同学習の充実〉

- 特別支援学校において、「開かれた学校づくり」を推進するとともに、家庭や地域の人々の協力を得て、小学校・中学校、高等学校との交流及び共同学習を進めます。また、児童生徒の経験を広め、積極的な態度を育成するとともに、社会性や豊かな人間性をはぐくむよう体験学習の充実に努めます。
- 地域住民等の障害に対する理解を促進するため、「すべての子どもに豊かな教育を」のパンフレットの配付等により、啓発に努めます。

⑤職業教育及び進路指導の充実

- 生徒の自立や社会参加を促進するため、和歌山盲学校、和歌山ろう学校の専攻科及び特別支援学校高等部の職業教育の充実を図るとともに、就職先の開拓、産業現場等での実習の受入、企業等への理解・啓発に努めます。
- また、時代のニーズに合わせて、高等特別支援学校の設置についても研究します。

- 特別支援学校、県教育委員会、関係部局、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所団体等で構成する「特別支援学校進路対策協議会」など、関係機関の連携を一層推進し、ネットワークの構築を図ります。

⑥教育諸条件の整備

〈教職員の資質の向上及び専門性の確保〉

- 教職員の資質及び指導力の向上を図るため、大学への国内留学や国が実施する長期、短期研修会への派遣を推進します。

また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めるとともに、特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの養成、各地域における発達障害児童生徒の指導の中核となる教員の養成に努めます。

〈施設整備〉

- 特別支援学校において、児童生徒や教職員の活動状況を的確に把握し、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、施設・設備の整備や工夫に努めるとともに、防災訓練の実施等、安全面に配慮した改善に努めます。
- 特別支援学校を、地域の障害のある児童・生徒の利用を考慮し、複数の障害に対応したものにするための施設計画を検討し、特別支援教育における「センター的機能」の強化を図ります。
- 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う過大規模化の解消に向けた対策を検討します。
- 小・中学校、高等学校において、障害のある児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、スロープの設置やトイレの整備等施設のバリアフリー化を推進します。

⑦放課後等における学習機会の充実

〈障害のある人の地域活動の環境整備〉

- 放課後や長期休業中の過ごし方について、教育委員会、学校、地域社会が連携を図り、障害のある子どもたちが社会の一員として主体的に活動し、自立し、社会参加するための基礎となる「生きる力」を培うことをめざし、自らボランティア活動に参加したり、学校施設等において、文化、芸術、スポーツなどの様々な活動に参加する機会の充実を図ります。

⑧地域社会における学習環境の充実

- NPO法人等と協働し、障害のある人となない人が共に学ぶ機会や交流の場を提供するなど、生涯学習の支援について検討していきます。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、県内各地域において、教養、健康・体力、趣味・芸術等多様な講座の実施に努めます。

また、障害のある人もない人も共に学べるよう、講座の実施に際しては、指導者、施設・設備

など、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

- 図書館等において、対面朗読、録音図書、自動書籍朗読システム設置、図書の無料郵送貸出など、利用者のニーズに対応した学習サービスの充実を図ります。

（２）育成施策の充実

〈相談・指導体制の確立〉

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター及び紀南児童相談所を障害のある子どもの専門的な療育相談の中核的機関として、医師等の専門職員の確保、研修等による職員の資質向上を図るとともに、市町村、保健所、医療機関、福祉施設等と連携を強化して、身近な地域で専門的相談を実施できるよう相談機能の充実を図ります。
- 発達障害等のある子どもに対する適切な対応を図るため、教育、福祉、保健、医療等関係者への研修、専門スタッフの確保等により、療育の充実に努めます。

〈介護負担の軽減〉

- 家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス（訪問介護）やショートステイ（短期入所）の充実を図ります。
- 夏休み中の障害のある児童生徒の日中活動の場を提供し、当該児童生徒の健全育成及び介護負担の軽減を図るため、放課後デイサービスや市町村が実施する日中一時支援事業等の取組を積極的に支援します。
- 障害のある幼児の幼稚園への就園機会の拡大と保護者の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園に対して助成措置等支援を行います。

〈サービスの総合的充実〉

- 在宅の障害児者の地域での生活を支援するため、福祉施設の職員、機能を活用して、巡回や外来による療育相談・指導、健康診査等を行う障害児（者）地域療育等支援事業の充実を図ります。
- 障害のある子どもの障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、通園により、日常生活の訓練や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図ります。

- 在宅の重症心身障害児者の障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、通園により、日常生活動作や運動機能等の訓練指導等を行う児童発達支援等の充実を図るとともに、各圏域でサービスの提供が受けられるよう事業の拡充に努めます。
- 障害のある幼児の心身の発達と保育や就園の充実を図るため、保育所、幼稚園において、円滑な受入体制の充実等障害のある幼児の受入を支援します。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のある児童の利用を促進します。

〈早期療育〉

- 児童発達支援センターを就学前の早期療育の重要な場として位置づけ、社会ニーズに応じた施設機能の強化等に努めます。

〈療育機能の充実〉

- 保育所等の日常生活の場での気づきを障害の早期発見の取組につなげるため、児童発達支援センター等の専門機関が保育所を支援する体制をつくります。
- 児童発達支援センター等について、療育機能や施設の充実を図ります。

〈専門職員の養成・研修〉

- 施設職員等の療育技術の向上を図るため、療育にかかる各種の研修活動等への支援や参加を促進します。

2 雇用・就労

《 現状と課題 》

- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の就労を支援することが極めて重要であり、また、障害のある人、保護者、教員及び福祉施設職員等が「就労」に対する意識を高めていくことが必要です。

そのため、障害のある人の一般就労対策として、各公共職業安定所（ハローワーク）において、障害の種類や程度等障害のある人の特性に配慮した職業相談、職業紹介等の就職支援が行われています。

また、県内7か所の障害者就業・生活支援センターにおいて就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行っています。

このほか和歌山障害者職業センターでは、障害のある人に対する職業相談や職業評価など個々の障害特性に応じた専門的な支援を行うとともに、事業所にジョブコーチ（第1号職場適応援助者）を派遣し、障害のある人や事業主に対して、雇用及び職場定着に向けた直接的、専門的な援助を実施しています。

しかしながら、障害のある人の一般企業等への就職は厳しい状況にあり、県内の障害福祉サービス事業所等を退所した人のうち、一般企業等へ就職した人の割合は、平成15年度で0.46%と全国平均（1.3%）と比して相当低い状況にあります。また、特別支援学校生徒の就職率は平成24年3月で22.4%と低迷しており、現場実習受入事業所も固定化しています。

本県の民間企業における平成23年6月1日現在の障害者雇用率（法定雇用率）は1.82%で法定雇用率（1.8%）、全国平均（1.65%）を上回っているものの、法定雇用率を達成している県内企業は58.9%に留まっています。

今後は、和歌山労働局等関係機関との連携を強化し、企業関係者等への障害者雇用に対する理解啓発や現場実習の受入事業所の新たな開拓などを一層推進するとともに、障害者就業・生活支援センターを核とする各地域における障害のある人の就業支援体制の充実・強化が求められています。

- 県内地方公共団体における障害者の実雇用率は、県の機関で2.30%（法定雇用率2.10%）、県教育委員会の機関で2.21%（法定雇用率2.0%）と法定雇用率を達成しています。また、市町村の機関では1.98%（法定雇用率2.10%）となっています。今後も障害のある人の雇用をより一層推進することが求められています。（雇用率は全て平成23年6月1日現在）
- 他方、一般就労の困難な人には、就労継続支援事業所等の福祉的な就労の場の確保とその活動の活性化を図るための支援が必要です。また、福祉施設における平成18年度の月額平均工賃は、12,045円と極めて低く、障害のある人が地域で自立して生活していくためには不十分な状

況です。

- また、その障害特性ゆえに就労に大きな困難をかかえている発達障害のある人については、専門機関の連携による就労支援体制の整備の強化が求められています。

《 基本的方向 》

- ◎ 一般企業への就労促進や福祉施設の工賃水準の向上を図るため、「和歌山県障害福祉計画」の就労支援に関する具体的な行動計画である「和歌山県障害者就労支援計画」に基づき、労働、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した支援体制を強化し、就労移行支援・就労継続支援等の障害福祉サービスの充実や職業訓練の充実、企業等への啓発、官公需の促進等、障害のある人の就労支援策を総合的に推進します。

また、発達障害のある人の障害特性に対応した就労支援ノウハウの開発を推進します。

- ◎ 本県においては、障害のある人の雇用を推進するとともに、市町村に対して障害のある人の雇用について、働きかけを行います。

《 具体的施策 》

(1) 雇用の場の拡大

①障害者雇用率の向上に向けた取組

- 障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図るため、和歌山労働局や高齢・障害者雇用支援センター等と連携して、街頭キャンペーンなど、事業主等への広報・啓発活動を推進するとともに、障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報・活用促進に努めます。
- 事業主と障害のある人の相互の理解を深めることにより常用雇用を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）が行う障害者試行雇用（トライアル雇用）制度や精神障害者ステップアップ雇用制度の活用を促進します。
- 県では、障害のある人が安心して働き、能力を十分に発揮できるように、職場研修の充実等職場環境の整備に努めます。また、職員採用試験の実施に際し、点字による試験の実施など、障害特性に応じた配慮に努めるとともに、身体障害者や知的障害者を対象とした職員（非常勤職員を含む。）の採用試験を実施するなど障害のある人の雇用を推進します。
- 和歌山労働局と連携し、県内の事業所及び市町村に対して、障害のある人の雇用促進を要請し

ます。

- 障害のある人の雇用に努める企業等を支援し雇用促進を図るため、土木関係入札制度の資格審査において、一定の基準を超えて障害のある人を雇用している県内建設業者の評価に対する加点及び物品調達における障害者雇用促進企業に対する優遇措置を継続して実施します。
- 自営業を営む障害のある人を支援するため、「生活福祉資金」による営業資金の貸付事業の周知を図り、適正な運用に努めます。

②重度障害者の雇用の場の確保

- 第3セクター方式による重度障害者多数雇用事業所を活用して、重度障害者の雇用の場の確保を図ります。

(2) 総合的な就労支援施策の推進

①意識改革の促進

〈障害のある人、保護者、教員、福祉施設職員等の意識改革の促進〉

- 障害のある人や保護者の就労に対する意識の向上を図るため、啓発活動を推進します。また、就労支援の必要性や福祉施設の役割等について理解を深めてもらうため、研修の実施等により、教員、施設職員等支援者の意識改革を促進します。

②職業リハビリテーション等の推進

〈労働、保健、福祉、教育等の連携強化〉

- 障害のある人の雇用の場の確保と職業生活における自立を促進するため、就労と日常生活、社会生活の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを地域の核として、和歌山労働局等労働関係機関、教育、保健、福祉関係機関の連携強化を図り、職業相談から職場定着に至る一貫した支援を行います。

〈ジョブコーチの活用〉

- 障害のある人の職場環境への適応を支援し職場定着を図るため、ジョブコーチ（第1号職場適応援助者）の活用を促進します。

また、県では障害者就労支援のため、ジョブコーチを補完するジョブサポーターの養成など、体制の充実に努めます。

〈精神障害者社会参加リハビリテーション事業の実施〉

- 精神障害のある人の社会参加を促進するため、一定期間事業所に通い、集中力、対人能力、仕事に対する持久力や環境適応能力等を高めるための社会参加リハビリテーション事業を実施します。

③一般就労支援策の充実

〈特別支援学校卒業生の一般就労の促進〉

- 障害のある生徒の希望や能力に応じた一般就労を促進するため、特別支援学校では、職業教育の一層の充実を図るとともに、労働局等の関係機関との連携を強化し、進路リーフレットの配付や企業関係者を招いた特別支援学校見学会を開催するなど、現場実習先やそれに繋がる就職先の開拓及び卒業後の職場定着支援に努めます。

〈高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある生徒への就労支援〉

- 高等学校においては、発達障害を含む障害のある生徒の障害特性に対応した就労を支援するため、和歌山県発達障害者支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携による支援体制の整備に努めます。

〈発達障害のある人の就労支援〉

- 成人期の発達障害のある人の就労支援を行うため、和歌山県発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センター等による発達障害者の就労支援チームを構築し、就労支援の強化を図ります。

〈難病患者に対する就労支援〉

- 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターにおいて就労に関する講演会や「就労に関する機関連絡会議」を開催し、公共職業安定所（ハローワーク）等の労働機関等関係機関と連携を図りながら就労支援の充実を図ります。

〈就労移行支援サービスの充実〉

- 障害のある人の一般就労を促進するため、「和歌山県障害福祉計画」に基づき就労移行支援事業所等の充実を図るとともに、一人一人の障害特性にあった支援を実施します。

④職業能力開発

〈公共職業能力開発施設の受入の促進、体制整備〉

- 県立産業技術専門学院（和歌山・田辺）において、施設のバリアフリー化を推進し、障害のある人が利用しやすい環境づくりを進めます。

また、能力開発機会を広く提供し、就労を促進するため、地域の民間教育訓練機関や企業などを活用し、障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練の充実に努めます。

さらに、和歌山産業技術専門学院に設置した知的障害者を対象とした訓練科におけるカリキュラム等の充実を図ります。

〈ホームヘルパー２級の資格取得支援〉

- 一般就労を促進するために、知的障害のある人と発達障害のある人を対象としたホームヘルパー２級資格取得のための研修を継続して実施します。

- 障害のある人等が技能習得に専念できるよう、職業訓練期間中、訓練手当を支給して、職業訓練の受講機会や就業機会の拡大に努めます。

〈職場適応訓練の充実〉

- 障害のある人が技能を習得し作業環境に適応できるよう、事業主に訓練を委託し、訓練終了後その事業所に就職することを目的とする職場適応訓練の充実を図ります。

- 県の機関における職場実習の受入人数を拡大するとともに、民間企業等における実習受入を奨励し、実習経験者の増加を図ります。

⑤福祉的就労の場の確保・充実

〈就労継続支援サービスの充実〉

- 一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場の確保・充実を図るため、「和歌山県障害福祉計画」に基づき、就労継続支援事業所、特に一般企業に近い形態で運営している就労継続支援Ａ型の充実を図ります。

- 就労継続支援事業所の運営の安定化と障害のある人の活動意欲の向上を図るため、事業所の工賃水準向上に対する意識改革を促進し、目標工賃等のデータを活用した経営指針の作成や販路開拓等の支援を推進します。

〈受注の確保・拡大支援〉

- 福祉施設における仕事の発注拡大を図るため、県における物品の購入や役務の提供について、優先発注を行うとともに、企業、市町村や国の関係機関等に対して啓発を推進します。

〈福祉的就労に関する教育支援〉

- 特別支援学校においては、一般就労が困難な生徒に対し、在学中から卒業後まで一貫した教育的支援を図るため、個別の教育支援計画等を活用し、継続的かつ効果的な支援を推進します。

⑥雇用の場における障害者の人権擁護

- 企業等において障害を理由とした人権侵害（特に虐待）を受けることのないよう、人権啓発センター、労働等関係機関と連携し、啓発・広報、相談体制、研修の充実を図ります。

和歌山県障害者就労支援計画の概要

★計画の趣旨・位置づけ

一般企業等への就労促進や障害者就労施設における高工賃の確保により、障害者の経済的自立を促進するため、平成26年度の目標及びその目標達成のための具体的な支援の方策を定めたものであり、障害者自立支援法に基づき策定した「和歌山県障害福祉計画」における障害者就労施設利用者の就労支援に関する方策の具体的な行動計画として位置づけるものです。

★計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

★平成26年度の目標

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【目標値】 福祉施設を退所して一般就労した者の数

平成15年度の状況	平成26年度の目標
年間6人	年間60人(10倍)

(2) 福祉施設における工賃水準の向上

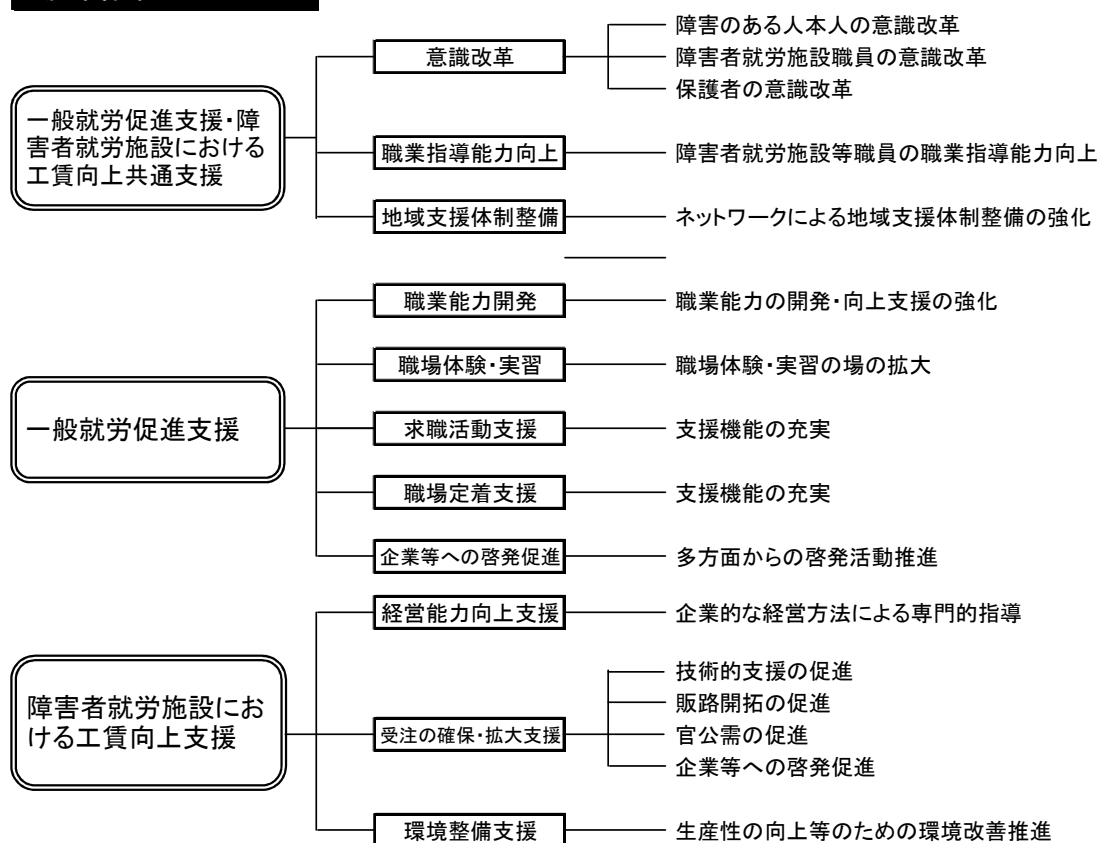
【目標値】 福祉施設(※)における平均工賃月額

平成18年度の平均実績	平成26年度の目標額
月額 12,045円	月額22,000円以上

※平成18年度入所授産施設、通所授産施設、就労継続支援B型事業所(新体系事業)

※平成26年度 就労継続支援B型事業所

★施策体系



Ⅲ 安心して暮らせる生活基盤整備

1 生活支援

《 現状と課題 》

- 障害のある人のライフサイクルを通じた相談支援体制の整備を図るため、障害者自立支援法の施行以降、各市町村にアドバイザーを派遣し、県内全域における市町村相談支援事業の実施や、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関の連携により、障害のある人の地域生活を支援する地域自立支援協議会の各圏域への設置について支援を行ってきました。

今後、相談支援体制の一層の充実に向け、相談支援従事者の資質の向上を図るとともに、ライフサイクルを通じた切れ目のない障害福祉サービスの利用援助や社会資源を有効に活用する支援体制の充実が求められており、法律上明記された地域自立支援協議会の機能を強化することが必要です。

- 判断能力が十分でないために、詐欺等の犯罪や消費者トラブルに巻き込まれる障害者が増える中で、権利擁護の一層の充実を図るため、日常生活自立支援事業をすべての市町村社会福祉協議会で実施するとともに市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられた成年後見制度の普及に向けた取組を進めています。
- 地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障害福祉サービスや相談支援サービス等の基盤の量的・質的な充実が求められており、今後、需要を的確に把握し、計画的に整備する必要があります。
- 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じ、より質の高いサービスを提供するため、障害の特性や多様なニーズ等に対応できる専門的な知識をもった人材の養成確保を図る必要があります。
- 障害のある人の移動を支援するため、身体障害者補助犬に対する県民の理解を促進し、より一層の普及を図ることが必要です。
- 身体に障害のある人の身体機能を補完又は代替する補装具や身体に障害のある人が日常生活や社会生活を容易に送るための日常生活用具については、新たな製品の品目の拡大や追加が求められています。また、歩行訓練やパソコン訓練、生活訓練についても継続した取組が求められています。

- 精神科病院の入院患者が退院後地域生活を送れるようにするため、自立支援法における地域移行・地域定着を推進し、入院中から退院後までサポートする体制を整備しています。

しかし、地域における偏見や地域生活を支えるサービスの不足等から、地域生活が困難となることもあり、今後は居住の場としてのグループホーム、ケアホームや日中活動の場としての就労支援等のサービスの充実が求められており、今後、需要を的確に把握し、計画的に整備する必要があります。

- 発達障害については、家族を含め、支援従事者の障害特性に対する理解が十分浸透していないため、発達障害児者が適切な配慮を受けられない状況にあります。

家族や支援従事者に対する専門的な見地からの助言を行うとともに、社会全体で障害を理解し、関係機関が連携して支援体制を整備する必要があります。

- 発達障害の専門機関である和歌山県発達障害者支援センターは、和歌山市を拠点に希望に応じて県内の巡回相談を行っています。また、西牟婁圏域では発達障害を含めた相談窓口を設置している市町もありますが、今後、発達障害のある人が、県内どこに住んでいても必要な専門的支援を受けられるよう支援体制の整備が必要です。

- 高次脳機能障害については、受傷・発症後、身体的な後遺症を残さない場合があること、また社会的認知が進んでいないことから、障害のあることが周囲に気づかれず、必要な配慮を受けられないことがあるため、医療、福祉、就労等の関係機関が連携し、包括的かつ総合的な支援体制を確立する必要があります。

- 障害のある人が日常的にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて自立と社会参加を実現できるよう、障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣しています。また、レクリエーション活動を通じて障害のある人が多くの人と交流し、健康を増進できるよう、その活動機会を提供しています。

今後、障害のある人のスポーツレクリエーション活動の一層の普及促進を図るため、障害のある人が円滑に利用できるスポーツ施設を整備するとともに、平成27年全国障害者スポーツ大会紀の国わかやま大会も視野にスポーツ指導員とボランティアのさらなる養成に取り組むことが必要です。

- 県内各地における「障害児者家族のつながりを広める文化祭」の開催により、障害のある人とない人が交流し、お互いの理解を深め、思いやりのある明るいまちづくりが推進されています。

また、地域活動支援センターなどの日中活動の場で、音楽、絵画、手工芸等の様々な創作活動が行われています。

このほか、障害のある人が様々な文化に親しむ機会を提供できるよう、県の文化的施設について、入場料の割引やバリアフリー整備が行われています。

今後とも、障害のある人が、地域社会の一員として、創作活動やレクリエーション等様々な活動に参加できるよう機会の拡大を図るとともに、それを支えるボランティア活動等を一層支援する必要があります。

《 基本的方向 》

- ◎ 地域で生活する障害のある人の多様なニーズに対応するライフサイクルを通じた相談支援体制の充実に向け、市町村における相談支援従事者の資質向上を図るとともに市町村障害者相談支援事業の充実や地域自立支援協議会の機能強化を促進します。
- ◎ 障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、障害福祉サービス等の基盤を整備するため、「和歌山県障害福祉計画」の着実な推進を図ります。
また、個々の障害の特性に応じたサービスの提供ができるよう、サービス従事者の養成・確保や資質の向上を図ります。
さらに、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設を、地域で生活する障害のある人の支援の拠点として位置づけ、その機能を活用したサービスの提供や住民に対する理解啓発等の取組の充実を図ります。
- ◎ 精神科病院と連携して、入院している精神障害者の退院後の地域生活を支援します。
また、地域における自立した生活を支援するため、在宅サービスや相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患や精神障害についての県民の理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ◎ 発達障害児者とその家族が安心して地域生活を送れるように、和歌山県発達障害者支援センターによる専門的な支援を充実するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関による総合的な支援ネットワークの構築に努めます。
- ◎ また、発達障害のある人が、どこに住んでいても必要な専門的支援を受けられるよう、各地域で発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるための取組を推進します。
- ◎ 高次脳機能障害者に対する支援体制を確立するため、専門的な相談支援等を行う支援拠点を核に、関係機関との連携により包括的・総合的な支援を実施します。
- ◎ 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、生活訓練等を実施するとともに、身体障害者補助犬の利用を促進します。

- ◎ 障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を提供するため、各種スポーツ大会やスポーツ教室等を開催し、スポーツや文化芸術に親しめる環境を整備するとともに、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員やボランティアの養成、確保に努めます。

また、障害のある人となない人がともにスポーツ・文化活動やレクリエーション等を楽しむ機会の拡大に努めます。

さらに、平成27年全国障害者スポーツ大会紀の国わかやま大会に向け、選手や競技団体の育成等に努めます。

- ◎ 障害のある人が地域において安心して生活ができるよう、虐待の防止と権利擁護に向けた取組を進めます。

《 具体的施策 》

(1) 相談支援体制の整備

①身近な相談支援体制の整備

〈地域自立支援協議会を核とする相談支援体制の整備〉

- 障害のある人の多様なニーズに応え、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援の充実を図るため、地域自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、雇用等の関係機関の連携を強化するとともに、就労や精神に障害のある人の地域生活等の分野別課題の解決に向け、同協議会における専門部会の設置を支援する等、地域自立支援協議会の機能強化を促進します。

〈ピア・カウンセリング活動の充実〉

- 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じられるよう、研修等を通じ、身体障害者相談員や知的障害者相談員の資質の向上に努めるとともに、市町村の相談支援窓口や民生委員・児童委員等との連携を図るなど、地域での身近な相談体制の充実を図ります。
- 障害のある人やその家族が自身の体験を生かして相談援助を行うピア・カウンセリング事業を支援します。

〈地域での見守り活動の充実〉

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域の見守り活動等の取組を支援するとともに、市町村に対して、民生委員・児童委員、自治会、市町村社会福祉協議会との役割分担と連携による障害のある人の地域生活を支える仕組みづくりを提案するなど、その取組を促進します。

〈福祉サービスについての情報提供の促進〉

- 指定障害福祉サービス事業者の提供サービスや提供地域等の基本情報については、全国共通のWAMNETシステム(<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>)や市町村を通じて提供します。

②専門的な相談支援体制の充実

- 専門的な相談支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センター、和歌山県発達障害者支援センター、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、紀南児童相談所、和歌山県精神保健福祉センター及び和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの相談機能の強化を図るとともに、各センター間、障害児（者）地域療育等支援事業及び市町村をはじめとする福祉、保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化します。

〈難病に関する専門的な相談支援体制の充実〉

- 難病患者やその家族の療養や日常生活における様々な不安や困難の解消を図るため、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター及び保健所における相談支援機能の充実を図り、同センターを中心として、関係機関が連携しながら、療養相談、情報提供や巡回相談等を実施します。
さらに、重症神経難病患者に対して、高度かつ専門の医療や療養支援サービスを提供するため、医療機関や行政機関等からなるネットワークの充実を図ります。

〈発達障害に関する専門的な相談支援体制の充実〉

- 発達障害児者に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関によるネットワークである地域自立支援協議会に和歌山県発達障害者支援センターが参画し、専門的な見地からの助言とコンサルティングを行います。
- 発達障害をはじめとして、様々な障害のある子どもの支援に必要なデータを支援関係者で共有し、特にライフステージが大きく変わる時期には、関係機関が集まって支援計画の策定等ができるよう支援体制を整備します。
- 和歌山県発達障害者支援センターの研修やコンサルティングにより、保健師や教員等、発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるとともに、地域で核となって専門的支援を進める人材を育成します。

〈高次脳機能障害のある人に対する支援の充実〉

- 高次脳機能障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、高次脳機能障害支援普及事業拠点機関に支援コーディネーターを配置し専門的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化、支援手法等に関する研修及び県民の理解を促進するための普及・啓発事業の実施等、高次脳機能障害のある人や家族に対する支援体制の確立を図ります。

（２）権利擁護の推進

〈人権啓発の推進〉

- 人権を基本とした障害福祉サービス等の提供及び障害のある人の人権擁護を推進するため、障害福祉サービス従事者等を対象とする人権研修の充実を図ります。

〈相談体制の充実〉

- 人権に関する相談体制の充実を図るため、人権啓発センターにおいて、人権に関する様々な電話相談や弁護士による相談を実施するとともに、市町村、関係団体、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた人権相談のうち法律案件について弁護士による相談支援を実施します。

〈虐待の防止〉

- 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応、養護者支援のため、市町村・都道府県の権利擁護センターの設置のほか、地域の関係機関との協力連携やネットワークの構築等により、相談や通報・届出に対応できる体制整備を図ります。

- 指定障害福祉サービス事業者が、国の定める基準等に照らして事業を適正に運営しているか、必要な調査・指導を実施するとともに、是正・改善すべき事項がある場合には厳正に対処し、虐待の防止に努めます。

〈日常生活自立支援事業の利用促進〉

- 判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の普及に努めるとともに、生活支援員等従事者の資質の向上に努めます。

〈成年後見制度の利用促進〉

- 判断能力が不十分な人に対して、財産管理等の法律行為を行う成年後見制度の活用を促進するため、和歌山県成年後見支援センターを設置し、法人後見を行うとともに、市町村社会福祉協議会の法人後見への取組を支援するため、後見業務を担う人材の育成に努めるとともに、関係者を対象にした研修や説明会を開催し制度の周知に努めます。

（３）障害福祉サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

- 障害のある人が身近な地域でホームヘルプサービスを受けることができるように、サービス提供体制の整備を支援するとともに、障害の特性に応じた専門性の高いホームヘルパーの養成に努めます。
- 障害のある人のニーズの多様化に対応したサービスを提供できるよう、重度訪問介護や行動介護等の専門的なホームヘルプサービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

- 地域における障害のある人の日常生活の支援や訓練を行う生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援といった日中活動系サービスの基盤について、「和歌山県障害福祉計画」に基づき、多様な事業者の参入を促進することにより着実な整備を推進します。
- 障害のある人が身近な地域でショートステイサービスを受けることができるよう、また、医療的ケアを必要とする利用者等の多様なニーズに対応できるよう、サービス提供体制の整備を促進します。
- 障害のある人が身近な地域で日中活動支援を受けることができるように、地域活動支援センター等の市町村の地域生活支援事業の実施を支援します。

③居住系サービスの充実

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、また、入所施設や精神科病院等退所・退院後の地域生活を支援するため、需給状況等に応じた公営住宅の利用促進を図るとともに、地域住民の理解を促進するための啓発活動や不動産事業者との提携による物件情報の提供を行うことによりグループホーム・ケアホーム等の質的・量的な充実を図ります。
- 障害者支援施設（入所施設）については、地域生活を進める観点から、既存施設の定員の見直しを促進するとともに、真に施設入所支援が必要な利用者に環境面で質の高いサービスを提供できるよう、老朽化施設の大規模修繕を促進します。

- 障害者支援施設の生活の質の向上を図るため、利用者のプライバシーに配慮した生活空間が確保されるよう、居室の個室化等居住環境の向上を支援します。

④施設機能の再構築

- 日中活動系の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の機能やノウハウを利用して、グループホームのバックアップ機能の充実や余暇活動の支援など、障害のある人の地域での生活支援を促進します。

⑤難病患者に対する在宅サービスの充実

- 難病患者やその家族を支援するため、難病患者を対象としたホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具給付事業を支援します。
- 身近な地域でホームヘルプサービス、ショートステイサービスを受けることができるように、サービスの提供体制の整備を支援します。

⑥自立及び社会参加の促進

〈生活訓練〉

- 身体に障害のある人の自立と社会参加を促進するため、生活行動訓練や歩行訓練など、障害の特性に応じた各種生活訓練を実施します。

〈外出のための移動支援〉

- 障害の特性に応じて適切に対応できるガイドヘルパーの確保を図るため、必要な知識や技能習得のためのガイドヘルパー養成を促進します。
- 外出することが困難な障害のある人の外出を支援するため、市町村による移動支援事業を促進します。
- 公共交通機関の発達していない地域における、障害のある人の円滑な移動を支援するため、福祉有償運送導入に向けての道路運送法に基づく運営協議会の設置について、市町村を支援します。

- 障害のある人の自動車の運転免許取得を支援するため、交通センター等への「運転適性相談窓口」における職員に対する手話講習などを実施するとともに、道路交通法の改正により平成20年6月1日から普通自動車の運転免許を取得できることになった聴覚に障害のある人への対応も含め、適正な相談支援体制の充実を図ります。

〈身体障害者補助犬の利用促進〉

- 盲導犬をはじめ、介助犬、聴導犬の育成給付を推進するとともに、県民の身体障害者補助犬に関する理解を促進するため、広報・啓発活動を推進します。

（４）精神障害のある人の地域生活の促進

- 相談事業所が地域体制整備コーディネーターと病院を訪問し、退院意向を確認する等、精神障害者の地域生活の充実に向けた取組を行います。
- 各圏域ごとに設置された地域自立支援協議会に専門部会を設置し、地域生活のための居住の場及び日中活動の場並びに就労支援策について検討を進めるとともに、サービス基盤の量的・質的な充実を図ります。
- 精神疾患や精神障害についての誤解や偏見をなくすため、「わかやまこころのフェスティバル」や各地域における行事において、関係機関と連携して啓発活動を行います。

（５）経済的支援

- 障害のある人の生活の安定を図るため、障害基礎年金、特別障害者手当等について、県のホームページ、「県民の友」等により制度の周知を図ります。
- 障害のある人の生活の安定と向上を図るため、必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金」の制度の周知を図り、適正な運用に努めます。

（６）スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興

〈指導員の養成、確保等〉

- 障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、専門的知識や技術に関する研修会の開催等により、障害特性に応じた指導ができるようスポーツ指導員の資質向上に努めます。

○ 障害者スポーツ振興の中核的役割を担う障害者スポーツ団体等の育成を図ります。

○ 障害者スポーツを通じ、障害のある人への理解と共感の輪を広げるため、県社会福祉協議会やボランティア団体等関係機関・団体と連携を図りながら、障害者スポーツ大会等へのボランティアの参加を促進します。

〈スポーツ大会等の開催〉

○ スポーツを通じて障害のある人の社会参加を促進するため、県障害者スポーツ大会をはじめ、ゆうあいスポーツフェスタ、フレンドシップ、特別支援学校におけるスポーツ大会、精神障害者ソフトバレーボール大会などの各種大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を行います。

〈余暇活動の支援〉

○ 障害のある人の地域生活の充実を図り、また、地域との交流を通じて相互理解を進めるため、障害のある人となない人がともにスポーツ教室や様々なレクリエーション教室等に参加する機会の拡大を図ります。

〈生涯スポーツの振興〉

○ 障害の有無にかかわらず、誰でも、いつでも、気軽に生涯にわたってスポーツを楽しめ、心と体の健やかさを享受できる社会を実現するため、スポーツ競技団体、ボランティア関係団体等と連携し、スポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツ指導員、ボランティアの養成・確保を図ります。

〈県立施設的环境整備〉

○ 平成27（2015）年の第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」及び第15回全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」の開催を見据え、県と市町村とが連携・協力し、適切な役割分担のもとに、県内で全国規模のスポーツ大会が開催できる施設や、障害の有無等にかかわらず地域住民の誰もが身近な所でスポーツ活動を実施できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を計画的に進めています。

〈紀の国わかやま大会を契機としたスポーツの振興〉

○ 国民体育大会と同年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会紀の国わかやま大会を成功させるため、障害者スポーツに参加する選手の育成及び競技チームの育成を進めます。また、障害のある人が気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、障害者スポーツ指導員養成講習会等を実施するとともに、来県者を温かく迎えるためのボランティアの組織化を進め、大会を契機

として県民の障害者スポーツに対する理解を促進し、普及・発展を図ります。

〈文化活動の振興〉

- 障害のある人の文化活動の意欲の高揚を図るため、俳句大会をはじめとする各種大会や、創作活動等の成果発表会の開催を支援するとともに、障害のある人となない人が文化活動を通じて参加交流する機会の拡大を図ります。

（７）福祉用具の普及及び利用促進

- 身体障害児者の日常生活を容易にし、自立と社会参加を図るため、義肢や装具、車いす等の補装具の給付事業を行います。
- 在宅の重度の障害児者の日常生活の便宜を図るため、市町村が実施する日常生活用具の給付・貸与事業について支援します。
- 身体障害者更生相談所において、補装具に関する相談等に適切に対応できるよう、研修等により職員の資質向上を図ります。

（８）サービスの質の向上

- 福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者自らによる自己評価や第三者評価機関による客観的なサービス評価を促進します。
- 福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、事業者や県社会福祉協議会における苦情解決体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。

（９）人材の養成・確保

- 社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する人材の確保を図るため、求人情報の提供、紹介・登録、個別相談等県福祉保健研修人材センターが実施する事業の充実を図ります。
- 障害の特性や多様なニーズ等に対応できる質の高い人材を養成、確保するため、専門知識や技能を有するガイドヘルパー等の養成を促進するとともに、サービス管理責任者研修等各種研修を実施し、その内容の充実を図ります。
- 事業者に対し、採用時研修、継続研修等について必要な指導助言を実施し、サービス提供職員

の資質の向上を図ります。

- 障害者相談支援従事者の資質向上を図るため、継続的に研修を実施します。

2 保健・医療

《 現状と課題 》

- 障害の原因となりうる疾病等の予防・早期発見及び早期治療については、先天性代謝異常等の検査を実施し疾病の早期発見を図るとともに、周産期医療専門委員会を開催し安全な出産体制の確保と新生児搬送用車両の運営により新生児早期医療の改善や障害の発生の予防を行っています。

また、乳幼児とその保護者等を対象とした訪問相談や保健指導教室等を実施しています。

今後、出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障害の予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層保健施策を充実していくことが重要です。

- 各保健所においては、長期に療養を必要とする児や発達に遅れがある児とその家族等に対して、発達指導や療育指導を実施していますが、今後も、地域での療育支援体制の確立を図っていくことが重要です。

- 健康づくり対策では、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策が必要となっています。

本県では、平成20年3月に「第二次和歌山県健康増進計画」を策定して、生涯にわたる健康づくりの推進を図っていますが、今後、県民みんなの健康づくり運動として展開していくためには、健康づくりへの意識の向上と取組を一層促進する必要があります。

- 難病対策としては、特定疾患治療や小児慢性特定疾患治療に対する医療費助成が行われるとともに、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターにおいて、情報提供や子どもの難病団体等への支援、育成が行われています。

また、各保健所、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターと和歌山神経難病医療ネットワーク連絡協議会との連携により療養環境の整備を図っています。地域生活を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイ等の市町村が実施する在宅サービスをより一層充実する必要があります。

- リハビリテーション医療については、保健、医療、福祉の様々な分野で提供されており、今後とも関係機関の連携をより深め、リハビリテーション医療の充実を図っていく必要があります。

- 精神科医療対策では、県内の中核的な精神科病院としての機能充実を図るために、県立こころ

の医療センターを整備し、患者の社会復帰に向けた取組を行っています。また、精神科救急医療体制においては県内を3ブロックに分け終日対応可能な体制を整備しました。今後はより身近なところで救急医療が受けられる体制の整備が必要です。

- こころの健康保持・増進のため、各保健所で「こころの健康相談」を実施し、また、和歌山県精神保健福祉センターで「こころの電話相談」を行っています。

特に、自殺については、更なる相談支援体制の充実など予防対策を一層強化するとともに、相談者本人や家族に対するきめ細かな支援が必要です。

- 「ひきこもり」は、自宅以外での生活の場が長期的に失われている状態であるため、しばしば本人の意思だけでは脱却が困難なケースがあり、ケースに応じて本人や家族への適切な支援を行う必要があります。

- 自殺やひきこもりが社会問題となる中、こころのケアや精神障害者の社会参加に取り組む精神保健福祉士の充足が課題であり、医療機関や行政機関へのさらなる配置が必要です。

理学療法士等の専門従事者については、今後、福祉分野でのニーズの変化や地域差等を見極めるとともに、理学療法士や作業療法士等の専門技術者の需給動向を把握する必要があります。

また、看護職員については、看護師等学校養成所における養成や再就業の促進等による継続確保に取り組んでいるところです。

今後、障害のある人の高齢化等により重要性の増す在宅医療に対応して、より質の高いサービスを提供するためには、訪問看護に従事する看護師等の確保や資質向上が必要です。

- 認知症対策として、認知症疾患医療センターの充実が必要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害の原因となりうる疾病を予防するため、妊産婦に対する健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等を引き続き推進するとともに、糖尿病等の生活習慣病の予防を推進します。

- ◎ 障害の原因となりうる疾病等の治療を行うため、専門医療、地域医療、在宅医療等の様々な医療の提供や、相談指導、訪問指導等の保健サービスを提供できる体制を整えるとともに、精神疾患や難病の患者について、保健・医療の分野だけでなく福祉分野と連携した支援を図ります。

- ◎ 障害の早期発見、治療、リハビリテーションの提供により、障害の軽減、重度化・重複化の予

防に努めるとともに、障害のある人に対する適切な保健サービスの提供を促進します。

- ◎ 精神疾患やストレスのある人に対する保健・医療の充実を進めるため、こころの健康に関する相談支援機能の向上を図るとともに、利用者が必要とする医療をより身近なところで受けられるような、精神科医療提供体制の整備を促進します。

また、自殺について、相談支援体制の充実、啓発、自死遺族へのケアなど、総合的な対策を進めます。

ひきこもりについては、本人やその家族に対して民間支援機関を含めた支援体制の充実を図ります。

- ◎ 認知症患者に専門医療を提供する体制を確立するため、介護との連携の中核機関として認知症疾患医療センターを整備することにより、地域における認知症医療とケア体制の連携強化に努めます。

《 具体的施策 》

（１）障害の原因となりうる疾病等の予防

〈周産期・小児医療施策の充実〉

- 県内周産期死亡率や新生児死亡率を改善し、安全な出産体制を確保するとともに障害の重症化予防を図るため、新生児が専門医により車内で治療を受けながら迅速に医療機関へ搬送するドクターカー（新生児搬送用車両）の運行と搬送体制の整備を推進するなど、妊娠、出産から新生児に至るまでの専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備を図ります。

〈妊婦、新生児や乳幼児に対する健康診査等の実施〉

- 先天的な要因による障害や母子感染等の予防を図るため、市町村による妊婦健康診査事業を推進し、妊婦の健康管理の充実を図ります。
- 高校生を対象とした乳児体験学習や思春期講座等の実施等により、性感染症予防や思春期の身体と性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 障害の原因となりうる疾病を早期に発見し、早期治療及び早期療育につなげるため、新生児を対象とした先天性代謝異常等検査を実施するほか、市町村による乳幼児健康診査の受診率向上への取組や未熟児等に対する訪問指導の推進など、新生児や乳幼児に対する保健施策の充実を図ります。

〈生活習慣病等の予防〉

- 循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病の予防を図るため、健康増進法及び「第二次和歌山県健康増進計画」に基づき、県民みんなの健康づくり運動を展開し、健康づくりのための情報提供や環境整備など、計画的、総合的に推進します。
- 食生活等の生活習慣についての正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、二次予防として、地域や職域が行う健診の受診率の向上を促進します。

（２）障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①医療の充実

- 障害程度の軽減のため、医療機関相互の連携を図り、急性期・回復期それぞれの症状期に応じた医療の提供体制の整備を図ります。
- 県立こころの医療センターは精神科医療の中核センターとしての役割を果たしていけるよう、医療、保健、福祉関係機関と連携強化を図り、医療の充実に努めます。
- 精神科病院の機能向上を図り、専門的な治療体制を強化するため、入院者の病状等に応じた病床の機能分化を図ります。
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度、及び重度心身障害児（者）医療費公費負担制度について、制度の周知、利用促進を図ります。
- 臓器移植について、県民の理解と意識の向上を図ります。
- 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター及び南紀福祉センターにおいて、一般歯科診療所では治療が困難な障害のある人に対し、必要な歯科医療を提供するとともに、歯科口腔保健指導の充実に努めます。

②地域リハビリテーション提供体制の整備

- 保健、医療、福祉等関係機関などで構成する「和歌山県地域リハビリテーション協議会」による、リハビリテーション提供体制の整備を推進します。

- 各二次保健医療圏域において、地域の拠点となる地域リハビリテーション広域支援センターによる、各圏域のリハビリテーションの提供体制の整備を推進します。

③保健サービスの提供体制の整備

- 在宅障害児者やその家族に対し、日常生活の援助、社会復帰に向けての支援及び生活の質の向上等のための保健師による訪問指導など、保健サービスの充実を図ります。
- 保健所において、障害のある児童やその家族に対し、専門医療機関と連携をとりながら、治療上の指導助言、障害の緩和・軽減の訓練指導など、療育相談を実施します。
- 肢体不自由児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を派遣し、重度障害児の教育と医療的なケアの充実を図ります。

④保健・医療サービス等に関する情報提供体制の充実

- 患者やその家族が医療機関や医療サービスを選択する際の参考情報として、病院、診療所、歯科診療所の診療科目や診療機能、専門医情報等をインターネットで提供する「医療情報提供制度」の充実を図ります。
- 開かれた精神科医療を促進するため、各精神科病院がホームページで情報を公開し、また、県のホームページ上からも一括して閲覧できるようにします。

⑤難病を有する人に対する保健医療の充実

- 難病患者や難病等長期療養を要する児童及びその家族の、療養や日常生活における様々な不安や困難の解消を図るため、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター及び保健所による療養相談、情報提供や巡回相談等の相談支援体制の充実を図ります。

さらに、重症神経難病患者に対して、高度かつ専門の医療や療養支援サービスを提供するため、医療機関や行政機関等からなるネットワークの充実を図ります。

- 難病患者やその家族を支援するため、市町村が実施する難病患者を対象としたホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具給付事業の支援を図ります。

(3) 精神保健・医療施策の推進

①こころの健康づくり

〈学校、職域及び地域における相談、カウンセリング等の提供体制の充実〉

- ストレス相談、思春期の悩み相談、アルコールや薬物等の依存に関する相談等を行い、様々な心の悩み等に対応するため、和歌山県精神保健福祉センター、保健所、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター等の連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- 学校における保健室の機能や相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーとして臨床心理士等の専門家の配置を促進します。
- 生涯を通じて県民一人ひとりが「こころの健康」への正しい知識と認識を深められるよう、ハンドブックの作成等により啓発・広報活動を推進します。

〈思春期における心の問題及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）のある人への心のケア〉

- 和歌山県精神保健福祉センターにおいて、思春期における心の問題、災害や犯罪等による心的外傷後ストレス障害（PTSD）のある人への心のケアに対する専門研修等を行い、専門的な相談体制の充実に努めます。

〈自殺対策〉

- 和歌山県自殺対策連絡協議会を核に医療、福祉、教育、経済等の関係分野の各団体と相互に連携し、自殺に対する啓発活動や相談体制の充実及び自死遺族の支援など、事前予防、危機介入及び事後対応といった各段階に応じた施策を総合的に推進します。

〈ひきこもりへの支援〉

- ひきこもり地域支援センター（和歌山県精神保健福祉センター内に設置）や保健所において、ひきこもりに関する相談支援や啓発活動を行うとともに、「社会的ひきこもり」者への家庭訪問や居場所の提供等を行う「ひきこもり」者社会参加支援センターや、教育、労働等の関係機関と連携し、社会参加支援の充実に努めます。

②精神疾患の早期発見・治療

〈地域における適切な精神科医療提供体制の確立〉

- 県民がより早く精神科救急医療を受けられるよう、精神科救急医療についての情報提供体制を整備します。

〈精神科医療における人権の確保〉

- 精神科入院治療者の人権に配慮した医療の確保を図るため、入院治療者の処遇等について、精神科病院に対しての実地指導や審査の充実を図るとともに、精神科病院が取り組む人権擁護委員会の充実や精神保健福祉士の増員など、精神障害者人権施策を推進します。

〈認知症に対する支援〉

- 認知症に対する県民の理解を促進し、早期発見・早期治療につなげるため、啓発広報活動を推進します。

(4) 専門職員の養成・確保

〈専門医の確保〉

- 公的病院等における精神発達及び情緒発達に関する専門医、障害のある人のリハビリテーション医療に関する専門医並びに県立こころの医療センターにおけるアルコール、薬物依存等の嗜癖疾患に関する専門医の確保を図るため、医師や医療機関への情報提供等に努めます。

〈理学療法士、作業療法士等の専門技術者の確保〉

- 地域の状況やニーズを考慮しながら、理学療法士、作業療法士等の確保の必要性について検討します。

〈看護師等の養成・確保〉

- 保健、医療、福祉を支える質の高い看護師等の養成及び継続確保のため、看護師等学校養成所の充実を図るとともに、看護師等学校養成所に在学し将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸与や、ナースバンク事業の未就業看護師等の登録・就業斡旋相談窓口の開設等により就業や再就業の促進を図ります。
- 障害のある人の重度化高齢化等により重要性が増す在宅医療に対応するため、訪問看護に携わる看護師等を対象とする研修等を実施し、訪問看護師等の資質向上を図ります。

〈保健師等地域保健福祉関係職員の資質向上〉

- 地域住民のニーズに応じたサービスを提供するため、研修等により、市町村保健師等の地域保健福祉関係職員の資質の向上を図ります。

〈精神保健福祉士の確保〉

- 精神障害のある人の人権を擁護し、社会復帰を促進するため、精神科病院及び市町村に精神保

健福祉士の配置を働きかけます。

Ⅳ 住みよい生活環境基盤整備

1 生活環境

《 現状と課題 》

- 平成8年10月に制定した「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共性の高い建築物などについて、条例に定められた整備基準に適合させるための指導を行うとともに、改修に際しての助成制度や技術的な助言ができる建築士のアドバイザー派遣制度を事業化してきました。

また、平成18年には同条例施行規則を改正し、コンビニエンスストアや薬局等、より身近な施設を対象に含めるとともに、整備基準の強化を行いました。

今後とも、障害のある人や高齢者などの行動や社会参加を阻んでいるバリア（障壁）を取り除き、全ての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らせる生活環境整備の推進を図ることが重要です。

- 障害のある人等の居住水準の向上を図るため、公営住宅のバリアフリー化や入居機会の拡大、住宅用バリアフリー設備についての情報提供など、住宅改造に対する様々なニーズに対応した施策の充実が求められています。

- 観光地では、障害のある人もない人も安全で快適に観光できる施設の整備及び受け入れ体制の充実が求められています。

- 平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく国の基本方針において、鉄道駅のバリアフリー化や低床バスの導入等に関する目標が定められており、県においても、誰もが安心して利用できる公共交通の確保に取り組む必要があります。

また、交通の安全確保のため、横断歩道上のエスコートゾーンの設置や音響式信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を推進しています。今後とも、関係部局の連携を図りつつ、誰もが安全に移動できるよう、整備を進めていく必要があります。

- 地震や火災などの災害による被害を防ぐ地域での防災対策については、自主防災組織の強化や、防火対策のための住宅防火診断、広報資料の配布などの取組が行われています。

また、犯罪や事故の発生を防止する防犯対策については、地域警察官の巡回による安全対策の強化や「ファックス110番」、「メール110番」等の緊急連絡体制の整備等に努めています。

今後とも、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、防災対策や防犯対策を一層充実することが必要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人もない人も誰もが、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等社会全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進するとともに、実施にあたっては、利用者である障害のある人の視点を重視した環境整備を進めます。
- ◎ 県や市町村が整備する観光施設について、障害のある人も安全で快適に利用できるようバリアフリー化を推進するとともに、観光関係事業者を対象にバリアフリー研修を実施し、障害のある人の人権について意識の向上を図ります。
- ◎ 障害のある人の特性に対応した防災対策や防犯対策を推進します。

《 具体的施策 》

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー新法」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、建築物のバリアフリー化等、生活環境の整備を進めます。

(2) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

①公共賃貸住宅の確保

- 公営住宅の入居募集に際しては、優先入居枠を設けることにより、障害のある人の入居機会の拡大に努めます。
- 公営住宅の新設や建替えに際しての段差の解消、スロープ・手すりの設置等及び障害のある人が公営住宅へ入居する際の障害の程度等に応じた改造等により、バリアフリー化を推進します。
- 障害のある人のニーズに対応した住宅の供給を図るため、障害のある人や高齢者等が利用しやすい仕様・項目を含む「ストック総合活用計画」の市町村の策定を促進します。

②建築物等のバリアフリー化の推進

- 障害のある人や高齢者が居住する住宅を改修する際や、不特定多数の人が利用する公共性の高

い民間建築物の改修時に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣するとともに、制度について広報を行い、その利用を促進します。

- 県有施設について、障害のある人もない人も誰もが円滑に利用できるように、トイレの整備、スロープ及び手すりの設置等バリアフリー化を推進します。

（３）公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

①旅客施設や車両等のバリアフリー化

- 障害のある人もない人も誰もが安心して利用できる公共交通を確保するため、鉄道駅のエレベーター等の整備、低床バスや福祉タクシーの導入など、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

②旅客施設を中心とした一定区域におけるバリアフリー化の重点的・一体的促進

- 鉄道駅等の旅客施設を中心とした駅前広場、周辺道路等のバリアフリー化の重点的・一体的促進を図るため、その利用状況や周辺施設の立地状況等を考慮しながら、市町村によるバリアフリー新法に基づく基本構想の策定を支援します。

③公園・水辺空間等におけるバリアフリー化

- 障害のある人もない人も安全で快適に利用できるよう、トイレの整備、スロープの設置、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設など、公園施設等のバリアフリー化を進めます。
- 障害のある人もない人も安全で快適に観光できるよう、公衆トイレの整備等観光施設のバリアフリー化を促進するとともに、観光パンフレット等においてバリアフリー情報の提供の充実を図ります。

また、観光関係事業者を対象とする研修会の開催等により、障害のある人の人権についての意識の向上を図るなど、受入体制の整備を図ります。

（４）安全な交通の確保

①バリアフリー対応型信号機、交通標識の整備

- 障害のある人が安全に交差点等を移動できるように、音響式信号機、歩行者感应式信号機、歩行者支援装置（PICS）等のバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの整備並びに交通規制標識の高輝度化等見やすくわかりやすい標識・標示の整備を推進します。また、通学路や福祉施設周辺などの横断歩道等の整備を推進します。

②道路交通環境整備

- 障害のある人が安心して歩行できる空間を確保するため、歩道における段差解消、十分な幅の確保及び視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設並びに電線地中化等の整備を推進します。
- 障害のある人が安心して通行できる道路交通環境を確保するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する指導・啓発を実施するとともに、事故発生割合が高い市街地において歩行者等の安全な通行を確保するため国が指定する「あんしん歩行エリア」の整備を推進します。

（５）防災防犯対策の推進

①防災対策

〈防災に関する知識の普及・啓発〉

- 災害時の対応方法や避難場所での対応等の防災に関する知識の普及・啓発のため、障害のある人やその支援者、市町村、各消防団等関係者に対する防災に関するパンフレットの配布や「紀の国防災人づくり塾」の開設等を行います。

〈災害等の緊急時の体制整備〉

- 地域における自主防災組織を育成・強化し、住民のプライバシーに配慮を行いつつ障害のある人の状況把握やその支援体制の確立に努めるとともに、警察署・消防署との連携による、災害等の緊急時に迅速な対応ができる体制の整備を促進します。
- 障害のある人を支えるボランティアの日頃の活動や関係が災害時にも活かされるよう、県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセンターの取組（災害時対応訓練等）を通じて検証を行い、日常の備えを強化します。
- 災害時の避難に援護が必要な人々の安全確保のため、市町村の、個々の要援護者に対する避難支援体制や福祉避難所の設置等について定める災害時要援護者避難支援プラン作成に対し支援するとともに、障害特性に応じた災害情報伝達手段を確保し、その周知に努めます。

〈障害者福祉施設の防災対策強化と耐震化〉

- 障害福祉サービス提供施設における障害のある人の安全確保を図るため、自主的な防災組織の整備、避難誘導機器の設置及び避難誘導體制等を強化するとともに、災害時を想定した避難訓練や消火訓練の実施など、災害時に迅速な対応ができるよう防災対策の強化を促進します。
- 災害時における障害者の安心・安全を確保するため、障害者支援施設等の耐震化の促進並びに被災障害者等の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点スペースの整備を支援します。

〈土砂災害対策〉

- 病院や社会福祉施設等が立地する地域において、土砂災害防止施設の整備を推進します。

〈防火対策〉

- 火災発生時に初期消火や避難等の迅速な対応が困難な障害のある人はもとより、県民の火災予防を図るため、住宅用火災報知器の設置や住宅防火診断の実施を促進するとともに、防災品の使用拡大に向けた普及啓発、パンフレットの配付等による防火意識の高揚など、消防機関との連携により防火対策を推進します。

②防犯対策

- 障害のある人の緊急通報手段である、「ファックス１１０番」やパソコン及び携帯電話による「メール１１０番」の利用を促進するため、その周知を図ります。
特に、聴覚障害者の普通免許取得が可能になったことから、交通センターに「メール１１０番」の広報用チラシを配置し、その利用を促進します。
- 障害のある人が安心して暮らせるよう、駅前交番等に設置している「ボイスガイド」の効果的活用や手話のできる警察官の交番等への配置に努めるとともに、警ら・巡回連絡や防犯マニュアル等の配付などにより、防犯知識の普及・啓発に努めます。

2 情報・コミュニケーション

《 現状と課題 》

- 障害のある人の社会参加を促進するため、点字やカセットテープ版、デジタル録音図書、音声コードによる情報の提供、県広報番組の手話通訳の挿入など、障害特性に応じた情報提供を行っています。また、インターネットを活用し、県内のバリアフリー化された施設に関する情報提供を行っています。

さらに、情報格差（デジタル・デバイド）の解消を図り、ＩＴの進展に対応するために整備した、和歌山県立情報交流センターでは、障害のある人が利用しやすい情報機器やソフトウェア等を導入し、ＩＴ体験コーナーやＩＴ研修を行うための情報実習室を設置しています。

今後も引き続き、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ることが必要です。

- 障害のある人の社会参加の意欲の向上に従い、障害のある人のコミュニケーションを支援する点訳、手話、要約筆記等に対するニーズが高まっており、その人材育成が求められています。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ＩＴ等を活用した情報バリアフリー化の推進及び情報提供の充実を図ります。
- ◎ コミュニケーション支援体制の充実を図るため、点訳、手話、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成を推進します。

《 具体的施策 》

（１）情報バリアフリー化の推進

① ＩＴ研修会、講習会の開催

- 障害のある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、障害のある人を対象としたパソコン操作や電子メールの送受信等のＩＴ講習会の実施を推進します。
- コミュニケーション支援等の推進を図るため、ＩＴ技術の進歩により、障害のある人がより利用しやすい情報機器やソフトウェア等の開発がなされた際には、和歌山県立情報交流センターへの導入等を検討します。

② ITの利用を支援するボランティアの養成、確保

- 地域のIT講習会に参加することができない重度の障害のある人の情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣を推進します。

③ ICTを活用した教育の充実

- 特別支援学校において、パソコン及び入力補助装置等の機器の導入など、ICT※環境の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達段階等に応じた情報活用能力を培います。

※ICT（Information and Communication Technology）は、「情報通信技術」の略

（２）情報提供の充実

①情報提供施設の充実

〈点字図書館の充実〉

- 視覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、点字図書、録音図書、デジタル録音図書、音声コード等のニーズに応じた情報提供の整備など、和歌山点字図書館の充実を図ります。

〈和歌山県聴覚障害者情報センターの充実〉

- 聴覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、字幕入りビデオの貸出やIT等の講習会などを行う和歌山県聴覚障害者情報センターの充実を図ります。

〈県立図書館の充実〉

- 視覚障害のある人等に対する点字図書、録音図書、対面朗読などによる情報提供や図書館に来館することが困難な障害のある人に対する無料郵送貸出など、利用者のニーズに応じたサービスの充実に努めるとともに、和歌山点字図書館等関係機関との連携強化を図ります。

②県政等情報提供の充実

- 視覚障害のある人に対する県政や県議会等の情報提供の推進を図るため、「県民の友」や「県議会だより」の点字版・音声版の配布、音声読み上げソフト対応のWeb版作成など、情報提供の充実に努めます。

- 聴覚障害のある人に県政や県議会等の情報提供の推進を図るため、県内テレビ番組による手話挿入や「県議会手話だより」など、情報提供の充実を図ります。

〈県のホームページでの情報提供の充実〉

- 聴覚障害のある人に県政や県議会等の情報提供の推進を図るため、県内テレビ番組による手話挿入や「県議会手話だより」のほか、県政報告会での磁気ループの使用など、情報提供の充実を図ります。

- 障害のある人や高齢者等が安心して外出し施設を利用できるよう、主要な公共的施設のスロープ、トイレ等のバリアフリー整備状況に関する情報を提供する「わかやま・福祉のまちづくりマップ」（音声読み上げソフト対応）の充実を図ります。

③コミュニケーション手段の確保

- 視覚障害のある人の社会参加を促進するため、点字図書や録音図書、デジタル録音図書、音声コード等による情報提供やコミュニケーションの支援を行い、点訳・朗読奉仕員の養成を推進します。

- 聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図り社会参加を促進するため、手話通訳者や手話・要約筆記奉仕員の養成・派遣を推進します。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

第1項 概要

障害者自立支援法第89条に基づき平成26年度末に向けて、以下の6点に関する数値目標を定めるとともに、平成24年度から平成26年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めます。

- ① 地域生活の充実
- ② 精神障害者関係
- ③ 一般就労の充実
- ④ 就労移行支援事業の利用者数
- ⑤ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合
- ⑥ 労働施策関係

なお、数値目標の達成及び指定障害福祉サービス等の見込量確保のための方策については、第2章各論に記述しています。

第2項 平成26年度の目標値の設定

1 地域生活の充実

第2期障害福祉計画終了時の施設入所者数は、1,309人です。

地域生活を支援する各種施策を実施することにより、入所者の自己決定・自己選択を基に、平成26年度末までに361人がグループホームやケアホーム等を住まいの場として地域で生活を送ることを見込みます。

また、新たな地域生活者数と新規利用者数等を勘案し、福祉施設入所者数が平成26年度末時点で185人減少することを見込みます。

なお、第2期障害福祉計画では、新たな地域生活者数の目標値は平成17年10月1日の入所者数の10%、施設入所者数減少見込数の目標値は7%としていました。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
入所者数	1,480人	平成17年10月1日の入所者数
新たな地域生活者数	361人 (▲24.4%)	平成26年度末までに入所施設から地域で生活する者の見込数
減少見込み	185人 (▲12.5%)	平成26年度末時点の入所者の減少見込数

2 精神障害者関係

平成20年度から23年度までの4年間の平均退院率72.3%と比べ7%相当分の増加を目指します。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
平成20年度から23年度の平均	72.3%	平成20年度から23年度までの1年未満の平均退院率
平成26年度平均退院率	77.3% (7.0%増)	平成26年度における入院者の1年未満の平均退院率・増加見込み

※国の指針では平成20年度と比べて7%増とすることとされているが、和歌山県では直近の状況も踏まえ、平成20年度から23年度の平均値と比較することとした。

また、平成20年度からの4年間における入院期間5年以上かつ65歳以上の退院者数は平均60人程度となっています。これらを踏まえ今後とも在院者数の減少を維持すると共に、平成26年度における当該退院者数を現行より約20%増の72人と見込みます。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
平成23年度退院者数	60人	平成23年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数
平成26年度退院者数	72人 (20.0%増)	平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数・増加見込み

3 一般就労の充実

福祉施設を退所し、一般就労した者は、平成23年度は46人です。

就労に関する各種施策を実施することにより、平成26年度には、年間60人が福祉施設から一般就労することを目指します。

項目	平成26年度障害福祉計画目標数値	
	数値	考え方
第1期計画策定時一般就労者数	6人	第1期計画策定時(平成15年度)において福祉施設を退所して一般就労した者の数
平成26年度一般就労者数	60人 (10倍)	平成26年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数

4 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、474人が就労移行支援事業を利用することを目指します。

項目	H26年度目標数値	
	数値	考え方
福祉施設利用者数	6,017人	平成26年度末福祉施設利用者数のうち就労移行支援事業の利用者の見込み数
就労移行支援事業の利用者数	474人 (7.9%)	

5 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、649人が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

項目	H26年度目標数値	
	数値	考え方
就労継続支援（A型+B型）事業の利用者	2,574人	平成26年度末の就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業の利用者の見込み数
就労継続支援（A型）事業の利用者	649人 (25.2%)	

6 労働施策に関する数値目標

（1）公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労を希望するすべての者（60人以上）が公共職業安定所の支援を受けて就職することを目指します。

（2）障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、3割（18人）が委託訓練を受講することを目指します。

（3）障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、半数（30人）が障害者試行雇用事業を利用することを目指します。

(4) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労する者のうち、半数（30人）が職場適応援助者の支援を受けられることを目指します。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

平成26年度において、福祉施設から一般就労するすべての者（60人以上）が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることを目指します。

(6) 障害者就業・生活支援センターの設置数

障害者就業・生活支援センター（7箇所）の設置運営により、地域における就業面と生活面における一体的な支援を行います。

第3項 各年度の指定障害福祉サービス等の見込量

指定障害福祉サービスごとの必要な量については、既存の施設利用者が円滑に障害者自立支援法に基づくサービスを利用できること、及び、できるかぎり身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、市町村障害福祉計画で定める見込量の合計を基本としつつ、県全体でのサービス利用の増減等を勘案して見込んでいます。

1 各年度の必要な見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位: 上段 時間 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	38,009	41,452	49,439	53,910	58,177
	1,833	1,926	2,233	2,432	2,642

※同行援護は、23年度からのサービスであるため、23年度の計画値に含まれていない。

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位: 上段 人・日(利用人数×利用日数)分 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 定員	24年度	25年度	26年度
生活介護	38,388		42,161	43,970	45,821
	1,828	1,937	2,181	2,271	2,361
自立訓練(機能訓練)	630		453	496	517
	30	26	28	30	31
自立訓練(生活訓練)	4,515		2,060	2,426	2,787
	215	115	120	145	170
就労移行支援	6,216		6,409	7,717	9,181
	296	302	329	398	474
就労継続支援(A型)	6,993		9,345	10,882	12,655
	333	434	519	579	649
就労継続支援(B型)	32,235		29,467	31,571	34,294
	1,535	1,502	1,676	1,801	1,925
療養介護	0	395	399	403	407
短期入所	2,533		3,511	3,931	4,356
	294	232	322	363	405

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 定員	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	814	808	865	922	980
施設入所支援	1,377	1,309	1,295	1,295	1,295

(4) 相談支援（一月当たり）

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、サービス利用計画の作成費の対象者数について必要量を見込みます。

地域移行支援については、施設入所者や退院可能精神障害者の人数等を勘案して必要量を見込みます。

地域定着支援については、居宅において単身で生活する障害者の数等を勘案して必要量を見込みます。

単位：人(実利用人数)

種類	第2期		第3期計画値		
	23年度 計画値	23年度 実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	390	88	578	1291	2,182
地域移行支援			84	89	93
地域定着支援			99	104	108

※計画相談支援の第2期分は、相談支援（サービス利用計画作成費の対象者数）

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス

種別		
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に同行し、移動に必要な情報を提供したり、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識を習得するための訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難である人に、日中の作業活動を通して就労体験をし、就労にむけての知識や能力等を習得するための訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関である事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

第4項 各年度の入所定員総数

現在の福祉施設（指定障害者支援施設）の入所者のうち、新たな地域生活者数及び新規利用者数を勘案し、各年度の必要入所定員総数を下記のとおり見込みます。

（県全体の見込み）

※単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者支援施設	1,309	1,295	1,295	1,295

第5項 県が実施する地域生活支援事業

（1）平成26年度までの各年度における県の地域生活支援事業の必要な量の見込み

事業名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
1. 専門性の高い相談支援事業	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数	事業実施 圏域数	設置 箇所数
（1）発達障害者支援センター運営事業	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所
（2）障害者就業・生活支援センター運営事業	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所	8圏域	7箇所
（3）高次脳機能障害支援普及事業	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所	8圏域	1箇所
（4）障害児等療育支援事業	7圏域		7圏域		7圏域		7圏域	
2. 広域的な支援事業	相談支援に関する実アドバイザー数		相談支援に関する実アドバイザー見込数		相談支援に関する実アドバイザー見込数		相談支援に関する実アドバイザー見込数	
相談支援体制整備事業	4人		4人		4人		4人	
3. 人材育成事業	実養成講習修了者数（登録者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）		実養成講習修了見込者数（登録見込者数）	
（1）手話通訳者養成研修事業	10人（3人）		15人		15人		15人	
（2）盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	45人（6人）		20人		20人		20人	

※中核市を除く

事業名	事業内容
(1) 発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者及びその家族に対する相談支援、並びに保育、教育、福祉、医療関係機関に対する療育支援等を行う中核機関である和歌山県発達障害者支援センターを運営する。
(2) 障害者就業・生活支援センター運営事業	障害のある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」に委託することにより、支援事業を実施する。
(3) 高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行う。
(4) 障害児等療育支援事業	在宅の障害児者及びその家族の地域生活を支援するため、①専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、②専門的な療育相談や療育指導、③施設職員に対する療育技術指導を実施する。

研修事業名	研修内容・目的
(1) 手話通訳者養成研修事業	聴覚障害者の社会参加を促進するため、市町村が実施する手話通訳派遣事業の手話通訳者が、利用者のニーズに応じ適切に通訳を実施できるよう、手話通訳者としての必要な知識や技能の習得、向上を図るための研修
(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の社会参加を促進するため、コミュニケーション並びに外出の支援を行う通訳・介助員としての必要な知識及び技能の習得、向上を図るための研修

(2) 市町村地域生活支援事業の適切な実施のための支援

市町村が実施する相談支援事業やコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等について、必要な情報提供や助言、財政支援等を通じ、市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

第6項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等

圏域毎の、平成24年度から平成26年度までの各年度の指定障害福祉サービス等の見込量等については次のとおりです。

これらについては、各圏域内の市町村と県との協働により作成しています。